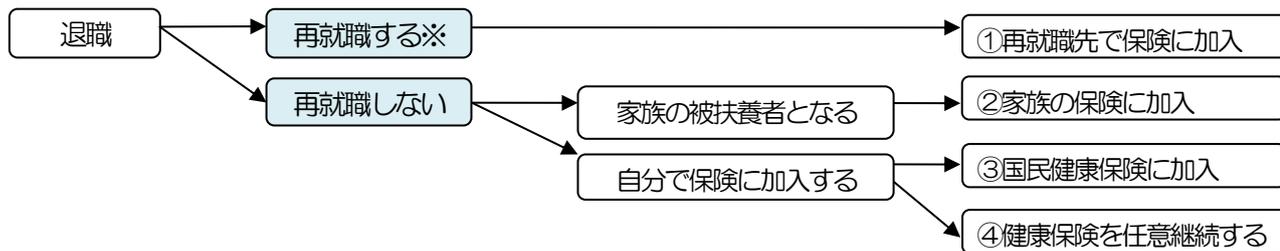


従業員が退職したときの手続き (1)

退職後の医療保険



※ 非常勤勤務（正規労働者の3/4未達の労働時間・日数）の場合は、「再就職しない」と同様の選択となる。但し、非常勤勤務（短時間労働者）の社会保険の適用範囲は、2016年10月以降徐々に拡大しており、従来の従業員の要件である「正規従業員の所定労働時間および所定労働日数が3/4未達」に加え、以下の4つの要件をすべて満たす短時間労働者は下記＜事業所規模要件＞に該当する事業所においては、社会保険の被保険者になります。

- 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 賃金月額が88万円以上（年収106万円以上）であること
- 雇用期間が2か月超見込まれること
- 学生でないこと

＜事業所規模要件＞ ※「従業員数」は厚生年金保険の被保険者数

- ・2016年10月～従業員数500人超規模
- ・2017年4月～従業員数500人以下（労使合意により適用拡大）
- ・2022年10月～従業員数100人超規模
- ・2024年10月～従業員数50人超規模

上記チャート図より該当番号を確認

No.	誰が	どこで	注 意 点
①	再就職先	年金事務所 又は健康保険組合	・手続きは、再就職先の会社が行う
②	家族の会社	年金事務所 又は健康保険組合	・雇用保険失業等給付の受給期間中は加入できない ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる
③	本人	お住まいの市区町村	・保険料：前年の所得によって決定される ・手続期間：退職日から14日以内 ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる ・倒産や解雇などにより自ら望まない形で失業された方（非自発的失業者）の国民健康保険料（税）について、概ね在職中の保険料の本人負担分の水準に維持されるよう、失業の翌年度末までの間、前年所得のうち給与と所得を100分の30として軽減される。国保料軽減制度の適用を受けられるかどうかは、市役所等で確認できる。
④	本人	全国健康保険協会 （住所地の都道府県支部） 又は健康保険組合	・要件：退職日まで継続して2か月以上健康保険に加入していたこと ・手続期間：退職日の翌日～20日以内 ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる ・任意継続被保険者として加入できる期間は2年間 ・保険料は、退職等された時の標準報酬月額（2024年度の上限は30万円）によって決定される。勤務されていた時は、被保険者と事業主の折半で保険料を負担していたが、任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となる。 ・任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられる。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった方が、退職日時点で傷病手当金や出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合を除き、傷病手当金や出産手当金を受けることはできない。

2024年度の年金額の例（1956年4月2日以後生まれの方の場合）

	2024年度（月額）	2023年度（月額）
国民年金(老齢基礎年金の満額)※1	68,000円	66,250円
厚生年金※2	230,483円	224,482円

※1 2024年度の1956年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額）は、月額67,808円です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬）（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。